



静岡県 後期高齢者医療制度の 保険料率を改定します

市役所国保年金課
☎ 055-948-2905

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直されます。平成28・29年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

▶平成28・29年度の保険料率（年額）

区分	平成26・27年度	平成28・29年度
所得割率	7.57%	7.85%
均等割額	38,500円	39,500円



保険料 = (均等割額) 39,500円 + (所得割額) 基礎控除後の総所得金額等 × 7.85%

▶均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額
(世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計)

区分	平成26・27年度	平成28・29年度
5割軽減	33万円 + 26万円 × 被保険者数	33万円 + 26万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 47万円 × 被保険者数	33万円 + 48万円 × 被保険者数

(その他の保険料軽減措置は継続されます)

- ▶昨年度から継続して特別徴収（年金天引き）の対象となる人の4・6・8月に仮徴収される保険料額は、2月と同額です。
- ▶保険料額の本算定額決定通知書は、8月中旬に発送予定です。



国民健康保険・後期高齢者医療の入院時の食事代が見直されます
4月1日から

入院時の食事療養費が変更

市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

【平成28年3月31日まで】

負担額（一食）
260円

【平成28年4月1日から】

負担額（一食）
360円

- ▶低所得者（非課税世帯の人）、指定難病患者、小児慢性特定疾患患者については、引き上げを行いません（据え置き）。

- ▶4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額については、経過措置として引上げを行いません。合併症などにより転退院をした場合、同日内に再入院する患者についても、経過措置の対象として、引き上げを行いません。



昨年より微増

平成28年
4月からの国民年金保険料 **16,260円** / 月

三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

毎月の保険料は、翌月末日までに納めることになっています。納付は、納付書（現金）、口座振替、クレジットカードなどを利用する方法があります。納付方法によって下記のような割引料金が設定されています。また、納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

納付は口座振替でまとめて前払いするとお得な割引も

平成28年度国民年金保険料 納入額早見表（現金納付・口座振替比較）

納付方法	金額		1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常（割引なし）								
①納付書での現金納付	16,260円	—	97,560円	—	195,120円	—		
②翌月末の口座振替								
毎月振替（早割） （当月末振替）	16,210円	50円	97,260円	300円	194,520円	(50円 × 12回) 600円		
6カ月前納 （現金/クレジットカード）	—	—	96,770円	790円	193,540円	(790円 × 2回) 1,580円		
6カ月前納（口座振替）	—	—	96,450円	1,110円	192,900円	(1,110円 × 2回) 2,220円		

- 口座振替を希望する場合は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口にお申し込みください。
 - クレジットカード支払いを希望する場合は、年金事務所にお申し込みください。
- ※不明な点は直接お問い合わせください。

ご存じですか？学生納付特例制度

国民年金に加入している学生の人で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



対象/大学、短大、専門学校、各種学校などに在学している20歳以上の学生

申請先/国保年金課（伊豆長岡庁舎）
※各支所では受付していません。

所得の目安/学生本人の平成27年中の所得が118万円以下であること。

免除期間/平成28年4月～平成29年3月
持ち物/年金手帳、認め印、学生証のコピー（両面）、または在学証明書（在学期間がわかる証明書）

申請時期/4月から平成30年5月まで受付が可能

※平成27年度に学生納付特例制度により納付猶予されている人で、平成28年度も在学予定の人には、はがき形式の申請書が3月末に送付されています。引き続き同じ学校に在学している場合は、このはがきに必要事項を記入し返送すると（添付書類不要）、平成28年度の学生納付特例の申請ができます。